



安全管理委員会からの耳より情報 VOL. 32



「身体拘束最小化」について考えよう！

2024年診療報酬改定により「身体拘束の最小化」が全病棟で義務化されました。今年度の耳より情報は、「身体拘束」を大きなテーマとして皆さまへお届けしようと思えます。

◆こんなことも身体拘束です◆

たとえ車いす用抑制帯を使用していなくても、車椅子のままテーブルなどを前に置き、立ち上がらないような環境を作ることでも身体拘束です。



ベット柵を4本使用し、自由にベットから離れられないようにすることも、身体拘束です。また、片側を壁に付けても4本柵拘束となります。



「身体拘束」を行うことで、かえってせん妄や不安を助長させ、転倒やけがなどのインシデント・アクシデントを引き起こす恐れがあります。その「身体拘束」は本当に必要かどうか、しっかりとアセスメントを行い、その他に方法はないか十分に検討しましょう。いま一度「身体拘束」について見直し、みんなで「身体拘束の最小化」について考えていきましょう。

[出典・参考資料]

「身体拘束ゼロへの手引き」平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」より抜粋
看護 roo! : 知っておきたい診療報酬改定のポイント